

守口市立守口小学校いじめ防止基本方針

1、いじめ問題への基本的な姿勢

いじめは、その子どもの将来にわたって内面をひどく傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら学ぶ意欲にあふれ、共に高め合い、心豊かで未来を切り拓く子どもを育成する」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに守口市立守口小学校いじめ防止基本方針を定める。

2、いじめとは

当該児童等が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。

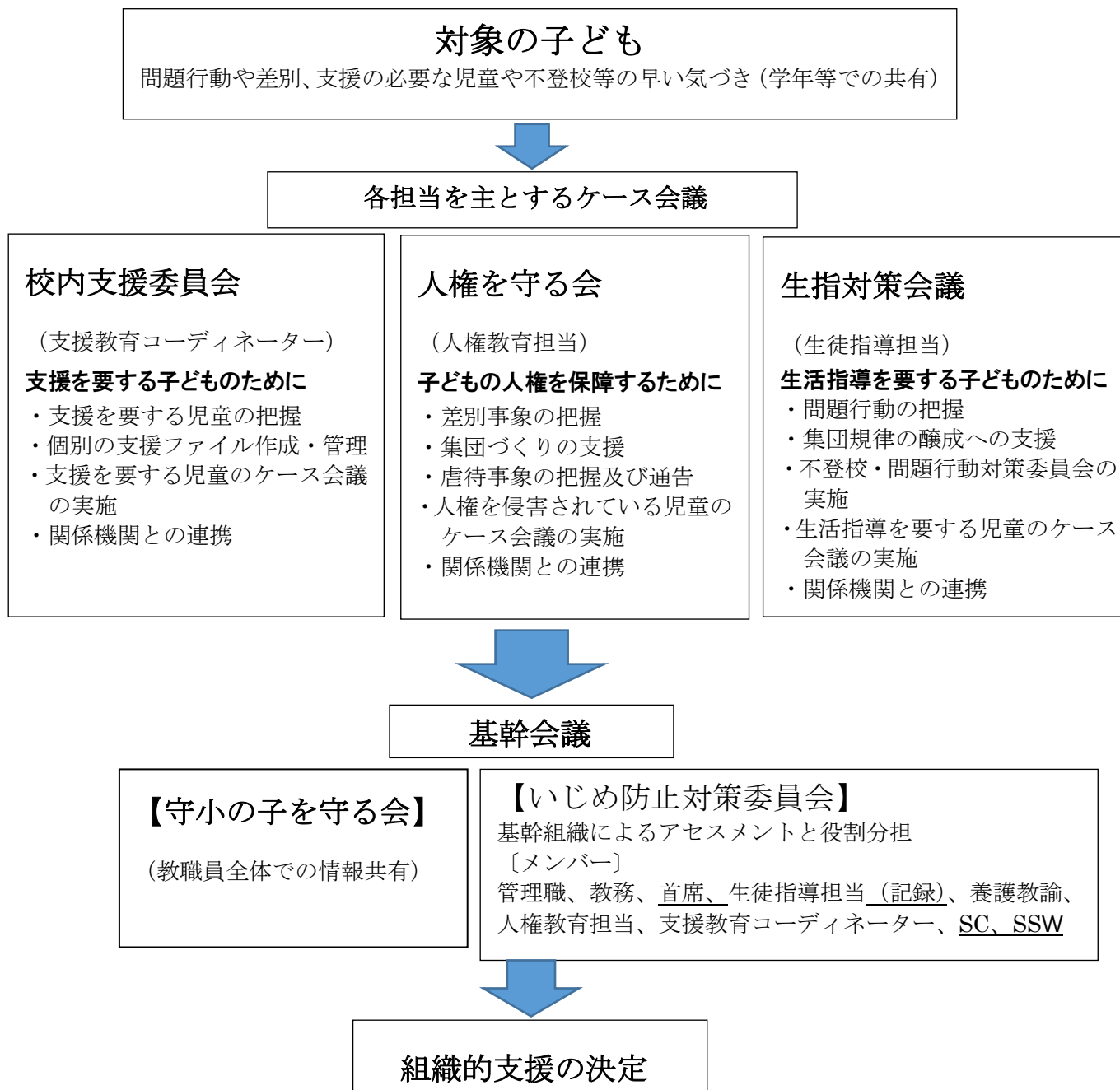
具体の例として

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3、いじめの防止等の対策のための組織

◇基幹会議【いじめ防止対策委員会】

- 〈役割〉①いじめ防止に関する活動を行う。（アンケート調査、教育相談等）
②いじめの早期発見に関する活動を行う。
③いじめ事案対応に関する活動を行う。



4、年間計画

いじめ防止等の取組みを、別紙のとおり実施する。

5、いじめの防止・早期発見

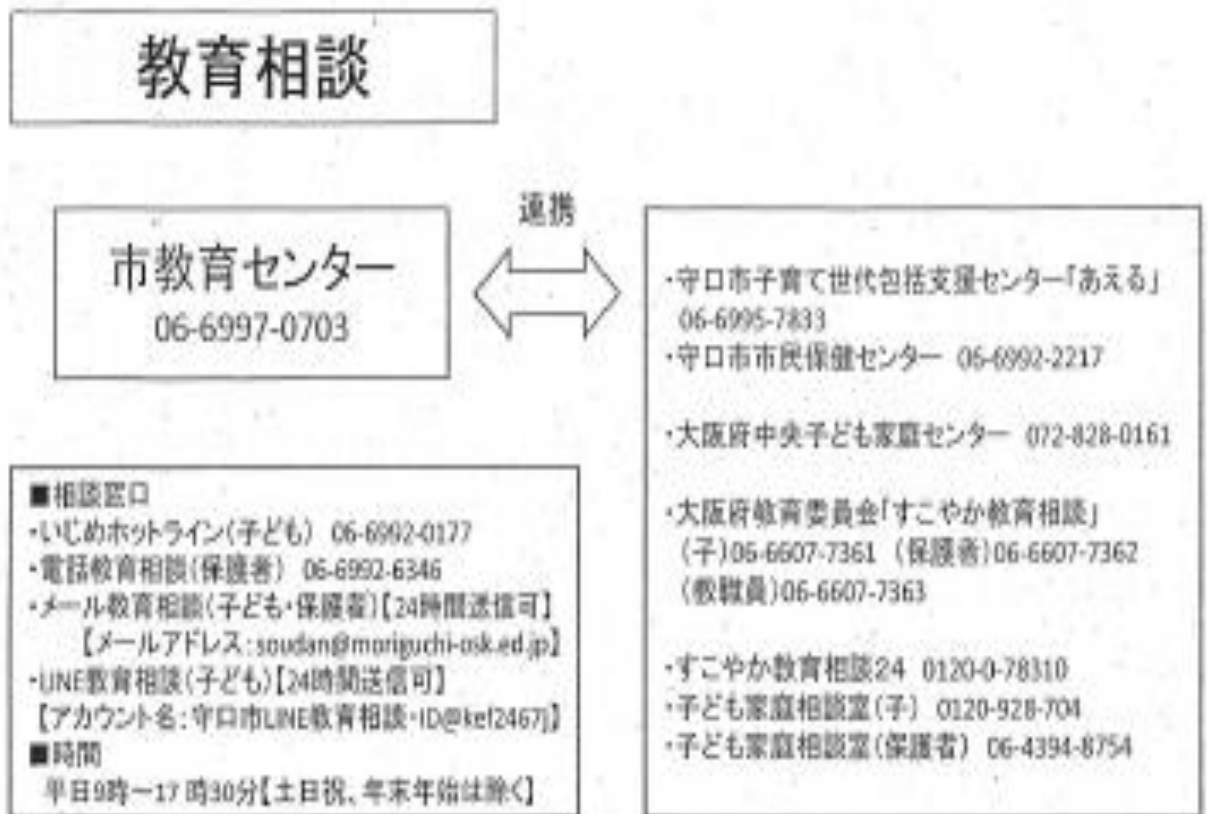
すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことが、未然防止の基本である。居場所づくりや絆づくりをキーワードに、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作りだしていけるよう、集団の一員としての自覚や自信をはぐくんでいく。そして自己有用感を高める取組みを行う。

・すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。

・生活アンケートを実施、確認後、対策委員会で情報を集約し、全教職員で共有する。

- ・スズキ校務を活用し、日常の観察、実態把握を行う。
- ・保護者、地域と連携して、児童を見守る。 ・相談体制を広く周知する。
- ・聞き取り調査や結果報告等にあたっては、被害児童や保護者の意向を尊重する。

6、いじめ相談窓口（学校以外）



守口市立守口小学校 いじめ防止年間計画

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 学校全体 |
|-----|---|--|-------------------------------|--|--------------------------------|---|---|
| 4月 | 保護者への相談窓 周知 児童への相談窓 周知 人権教育・学級活動等（仲間・集団づくり） 1年生を迎える会 家庭訪問（家庭の様子の把握） | | | | | | 「学校いじめ防止基本方針」HP更新 PTAに向けて「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 校内支援委員会 |
| 5月 | 児童会活動（挨拶） 道徳（友だちと仲よくし、助け合う） 運動会に向けての活動 運動会 | | | | | | 校内研修（仲間づくり） 校内支援委員会 子どもを語る会 |
| 6月 | 生活アンケート実施 児童会活動（赤十字） | 生活アンケート実施 児童会活動（赤十字） | 生活アンケート実施 児童会活動（赤十字） | 生活アンケート実施 児童会活動（赤十字） | 生活アンケート実施 児童会活動（赤十字） | 生活アンケート実施 児童会活動（赤十字） | 校内支援委員会 巡回指導 |
| 7月 | 個人懇談（保護者との情報共有） | 個人懇談（保護者との情報共有） | 個人懇談（保護者との情報共有） | 個人懇談（保護者との情報共有） | 個人懇談（保護者との情報共有） | 個人懇談（保護者との情報共有） 非行防止教室 | 第1回いじめ対策委員会（進捗状況） |
| 8月 | | | | | | | 小中合同研修会 |
| 9月 | 道徳（家族の役に立つ） | 道徳（家族の役に立つ） | 道徳（すすんでみんなのために働く） | 道徳（すすんでみんなのために働く） | 道徳（集団の中の自分の役割） 林間学舎 | 道徳（集団の中の自分の役割） | 参観 |
| 10月 | 道徳（友だちと仲よくし、助け合う） | 道徳（友だちと仲よくし、助け合う） | 道徳（友だちと仲よくし、助け合う） | 道徳（友だちと仲よくし、助け合う） | 道徳（友だちと仲よくし、助け合う） | 道徳（友だちと仲よくし、助け合う） 修学旅行 | 校内研修（子ども理解） 校内支援委員会 一中合同研修会 |
| 11月 | 生活アンケート実施 道徳（温かい心で相手をいたわる） | 生活アンケート実施 | 生活アンケート実施 | 生活アンケート実施 | 生活アンケート実施 犯罪非行防止教室 | 生活アンケート実施 道徳（温かい心で相手をいたわる） 犯罪非行防止教室 | 巡回指導 1日参観（スマホ安全教室） 校内支援委員会 土曜参観 |
| 12月 | 個人懇談（保護者との情報共有） | 道徳（温かい心で相手をいたわる） 個人懇談（保護者との情報共有） | 個人懇談（保護者との情報共有） | 個人懇談（保護者との情報共有） | 個人懇談（保護者との情報共有） | 個人懇談（保護者との情報共有） | 第2回いじめ対策委員会（進捗状況） |
| 1月 | 児童会活動 | 児童会活動 | 児童会活動 | 児童会活動 | 児童会活動 | 児童会活動 薬物乱用防止教室 | 校内支援委員会 |
| 2月 | 道徳（自分と異なる立場の人も意見を大切にすること） 生活アンケート実施 | 道徳（自分と異なる立場の人も意見を大切にすること） 生活アンケート実施 | 道徳（温かい心で相手をいたわる） 生活アンケート実施 | 道徳（自分と異なる立場の人も意見を大切にすること） 生活アンケート実施 | 道徳（友だちと仲よくし、助け合う） 生活アンケート実施 | 道徳（自分と異なる立場の人も意見を大切にすること） 生活アンケート実施 | 学校教育自己診断 学校教育アンケート実施 校内支援委員会 |
| 3月 | 6年生を送る会への取り組み 卒業式に向けての取り組み | | | | | | 第3回いじめ対策委員会（達成状況 年度末反省等 次年度に向けての児童の引継ぎ） |

問題行動への対応について

【基本的な考え方】

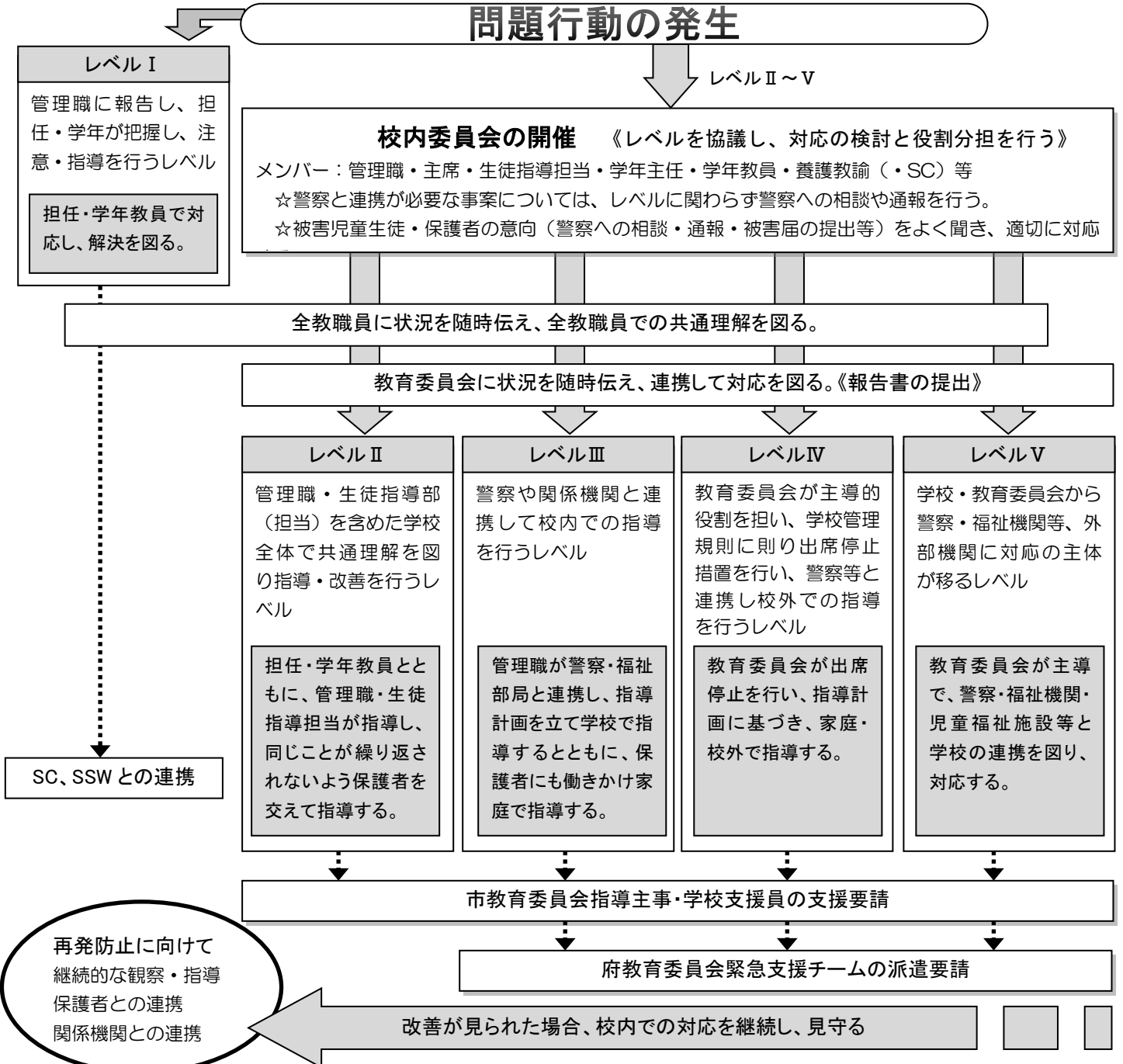
児童生徒の問題行動については、学校が組織的に子ども理解に努めるとともに、計画的に良好な人間関係を築くための集団づくりや個に応じた指導の充実を図るなど、その未然防止に取り組むことが何より重要である。

しかしながら、問題行動が発生した際には、機を逃さず、被害児童生徒の立場に立った適切な指導を行い、被害の拡大を防ぐとともに、加害児童生徒の自覚を促す指導を保護者や関係機関等と連携して進めることも重要である。

そのためには、問題行動の重篤度に応じた学校の対応を明らかにし、教職員一人ひとりが毅然とした適切な指導を行うとともに、児童生徒・保護者の理解・協力を求めながら、問題行動の未然防止及び重篤化の防止に努めることが必要である。

守口市教育委員会

問題行動の発生



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベル I・II でも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベル I～III は学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベル III 以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害・被害児童生徒の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※指導後にも改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

事象発生時の対応について

日常から

※管理職を中心に

- **報告・連絡・相談の徹底** ☞定期的な確認・緊急の召集
- **児童生徒・教職員の状況把握** ☞授業風景や表情等の観察、コミュニケーション
- **研修の実施** ☞未然防止・再発防止

初期対応

□ 対応方針の検討・決定

- ☞被害者のケアの体制を最優先とします。(SC等の活用)
- ☞加害者への指導においては、問題行動のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。(加害者本人を否定するのではなく、その行為の非を指摘し指導)

□ 保護者への対応

- ☞必ず複数教員にて保護者対応を行います。

※管理下における事象については、

- ☞学校としての誠実な謝罪から始めます。
- ☞関係者の同席を原則として事実説明を行います。
- ☞関係者・保護者同士の謝罪の場には、管理職・担当教員も同席し進行等を行います。
- ☞今後の指導方針と家庭への依頼内容等を具体的に伝えます。

□ PTA・地域団体への連絡

- ☞今後の学校の取組みも含め、丁寧に事実を説明し、理解と協力を求めます。
- ☞保護者集会を開催する場合は、運営方法等についても相談・連携します。

□ 市教育委員会への文書による報告

- ☞詳細の事実報告を行い、その後も、記録は継続して行います。

□ 進捗管理と状況把握

- ☞保護者等からの問い合わせに、記録を基に的確に回答できるようにします。
- ☞マスコミからの問い合わせについては、管理職による窓口一本化を徹底します。

二次対応

□ 丁寧な傾聴により苦情等の主訴を把握

- ☞判断しがたい場合は、主訴の確認と回答期日等を伝えます。

□ 対策会議の開催による情報共有（組織的な対応）

- ☞管理職・担当教員・関係職員等で常に情報を共有します。

□ 事実確認

- ☞複数の関係者から一斉ではなく、個別にて聞き取りを行います。
- ☞可能な限り1人の関係者に対して複数の教職員で聞き取りを行います。
- ☞関係者以外の目撃者からの聞き取りも行い、より正確な事実を把握します。
- ☞各教職員が聞き取った内容を基に、複数の教職員で整合性の確認を行います。
- ☞不明な点等がある場合は、速やかに再度の聞き取りを行います。
- ☞加害者・被害者等の関係者を確定します。

□ 記録の徹底

- ☞学校の措置を含め、5W1Hにより時系列で記録します。

□ 市教育委員会への口頭による報告

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市教育委員会指導主事・学校支援員の支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請